

第5章 地域ごとの特性を活かした取組



第5章 地域ごとの特性を活かした取組

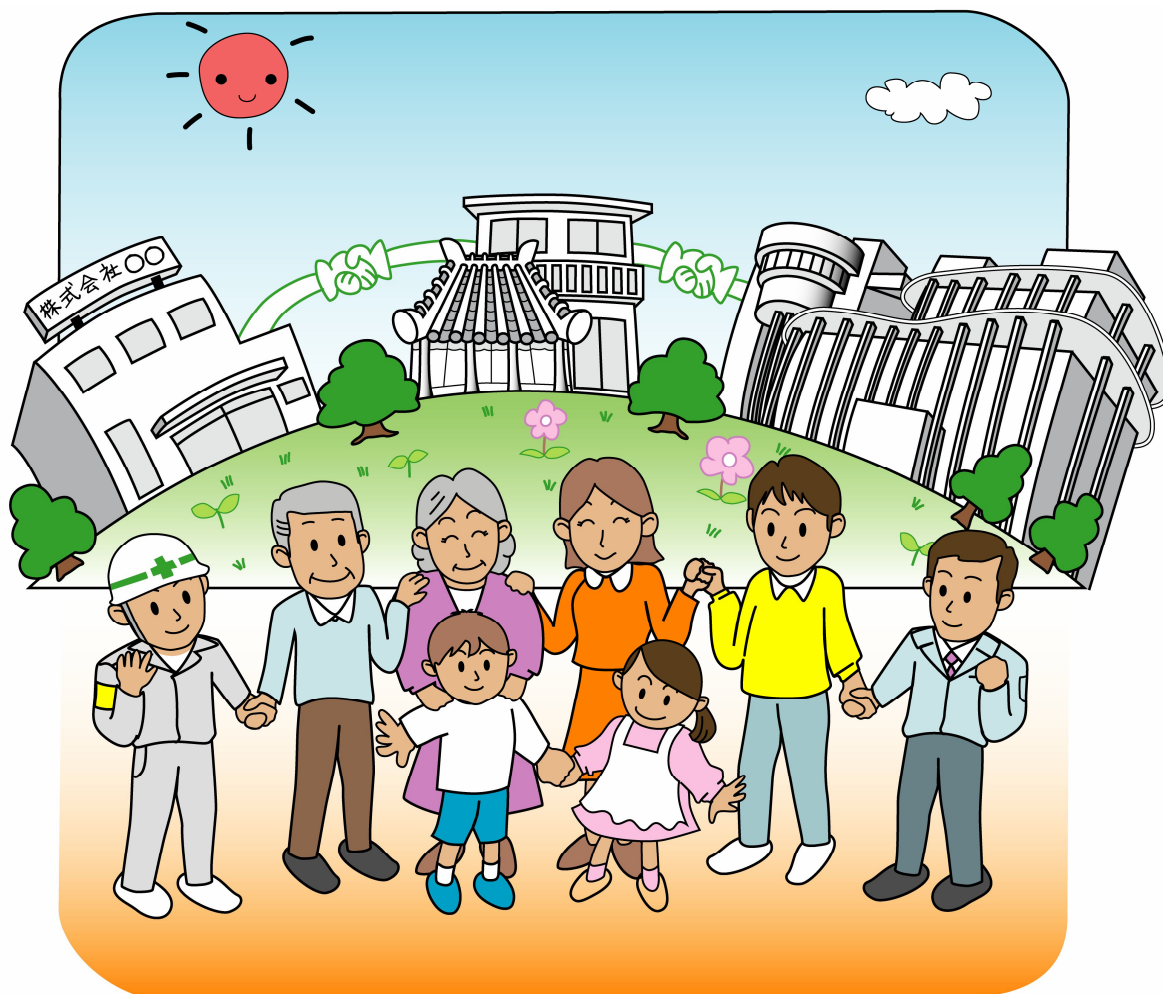
5-1 主体別環境配慮指針

私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、日常生活が環境にさまざまな負荷を与え、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の問題を引き起こしています。これらの環境への負荷は身近な環境問題にとどまらず、地球温暖化など、生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っています。

したがって、さまざまな環境問題を解決し、本市の望ましい環境像を実現するためには、自らも事業者、市民でもある市はもとより、事業者や市民等の各主体が、それぞれの立場で環境負荷の低減に向けた取り組みが必要になっています。

ここでは、市、事業者及び市民等が日常生活や事業活動を営む中で環境負荷の低減を実践するためのガイドラインとして「主体別環境配慮指針」を示しています。

市、事業者及び市民等の協働による本計画の推進



1 市

配慮項目	環境配慮の内容
市自らが事業者・市民として率先行動	生活環境の保全と創出 ・自動車や二輪車（バイク）の使用に当たっては騒音や黒煙を出さないよう日頃から整備するよう努めます。 ・各種事業の実施やオフィス活動において、環境配慮型商品や再資源化製品の利用とともに、4Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進します。 ・各種公共事業の発注に際し、発注者として受注者に低公害機器の使用促進、再資源化製品の利用を義務化または努力目標を設定するなど、環境負荷低減の啓発・指導に努めます。 ・自らが紙の使用量の削減や再生紙の利用を進めるとともに、市発注業務の受注者等に働きかけを行うよう努めます。
	快適環境の保全と創出 ・公共施設等の設置に当たっては、緑化等を行い地域の景観に配慮するよう努めます。 ・街路樹や公園緑地の整備を推進し、都市景観の保全と創出に努めます。
	自然環境の保全と創出 ・施設の緑化の際には、可能な限り郷土種・在来種を利用するなど、生き物の生息・生育環境の配慮に努めます。 ・街路樹や緑地の管理に当たっては、環境にやさしい肥料や農薬を使い、その適正使用に努めます。 ・公共事業を実施する際には、自然環境や生物の生息・生育環境の保全に配慮するよう努めます。 ・市有地を活用し、市民農園の推進に努めます。
	歴史・文化環境の保全と創出 ・歴史的・文化的資源の周辺地域においては、周囲の景観と調和した材質、デザインを採用するよう努めます。
	地球環境の保全 ・建築物の設置に当たっては、節水装置、省エネルギー機器、太陽光発電や太陽熱等の新エネルギーを導入するなど、二酸化炭素の発生抑制に配慮するよう努めます。 ・電気、熱、水の使用に当たっては、職員一人ひとりが節電、熱の効率的利用、節水等に心がけ、環境負荷の低減に努めます。 ・エアコンの使用に当たっては、適切な温度管理、使用時間の短縮など、適正使用に努めます。 ・公用車の適正管理（タイヤ空気圧、車載重量等）に努めるとともに、エコカーの導入を促進します。 ・公用車の使用に当たっては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリング（エンジンのかけっぱなし等）をなくすなど、エコドライブに努めます。
	環境保全の活動、情報発信 ・環境保全に係る研修等の機会や情報提供により、職員の環境保全意識の啓発を図り、保全活動の促進に努めます。 ・エコアクション21やISO14001等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。 ・職員一人ひとりが環境教育を推進します。
事業者や市民等の取組の支援	・事業者や市民等が取り組む環境の保全及び創出のために必要な情報を収集・整理し、情報発信に努めます。 ・事業者や市民等の環境の保全及び創出の活動に対して、各種の支援等を行うなど、推進体制を整えるよう努めます。
環境の保全と創出に向けて各種事業の実施	・市が各種事業を進めるに当たっては、環境負荷の低減や自然環境との共生に配慮し、持続的社会の構築に寄与するよう努めます。 ・市の関係課は、本計画に示した施策の実現に必要な事業を企画・実践するとともに、各種計画の策定の際には、環境の保全及び創出に係わる施策の導入に努めます。

2 事業者

配慮項目	環境配慮の内容
生活環境の 保全と創出	・ 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等、環境負荷の低減に努めます。 ・ 化学物質の適正な管理に努めます。 ・ 節水機器の導入や処理水の循環・再利用等、節水に努めます。 ・ 自動車や二輪車（バイク）の使用に当たって騒音や黒煙を出さないよう日頃から整備するよう努めます。 ・ 産業廃棄物については、適正な処理を行い、管理を徹底します。また、事業活動に伴い排出される廃棄物の減量化、リサイクルに努めます。 ・ 紙の使用量の削減や再生紙の利用を進めます。 ・ 各種事業の実施やオフィス活動において、環境配慮型商品や再資源化製品の利用とともに、4Rを徹底し、廃棄物の減量化に努めます。 ・ 使い捨て製品の開発や製品の過剰包装を自粛し、環境負荷の少ない製品の製造・販売・利用に努めます。 ・ 低公害機器や再資源化製品を導入し、環境負荷の低減に努めます。
快適環境の 保全と創出	・ 事業場やオフィスの敷地や周囲に緑化等を行い、地域の景観に配慮するよう努めます。 ・ 駐車場や空き地の草刈り、清掃等を行い、環境整備に努めます。 ・ 周囲の景観に配慮した材質、デザインを採用するよう努めます。
自然環境の 保全と創出	・ 施設の緑化の際には、可能な限り郷土種・在来種を利用するなど、生き物の生息・生育環境の配慮に努めます。 ・ 樹木や緑地の管理に当たっては、環境に優しい肥料や農薬を使い、その適正使用に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・ 歴史的・文化的資源の周辺地域においては、周囲の景観と調和した材質、デザインを採用するよう努めます。
地球環境の 保全	・ 建築物の設置に当たっては、節水装置、省エネルギー機器、太陽光発電や太陽熱等の新エネルギーを導入するなど、二酸化炭素の発生抑制に配慮するよう努めます。 ・ 建物を設置する場合、断熱材の使用、屋上緑化や壁面緑化に努めます。 ・ 熱管理や熱源設備・施設、電力利用設備の改善や改良を行うなど、熱と電力の効率的利用に努めます。 ・ エアコンの使用に当たっては、適切な温度管理、使用時間の短縮など、適正使用に努めます。 ・ 商品や資材の輸送・配送の効率化に努め、自動車の使用を減らすよう努めます。 ・ 自動車の適正管理（タイヤ空気圧、車載重量等）に努めるとともに、エコカーの導入に努めます。 ・ 自動車の使用に当たっては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリング（エンジンのかけっぱなし等）をなくすなど、エコドライブに努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・ 環境に配慮した経営を進めるとともに、環境報告書等によって、自らの環境保全等に対する取組の率直的な実施・公表に努めます。 ・ エコアクション21、ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。 ・ 事業活動のあらゆる場面について、環境への配慮を徹底できるよう環境教育・環境学習に努めます。 ・ 地域社会の構成員として、市や市民等と協働して、地域の環境保全活動に参加・協力します。

3 市民等

配慮項目	環境配慮の内容
生活環境の 保全と創出	①家庭でできる環境配慮 ○リビングや居室での環境配慮 ・掃除の際には使い捨てのティッシュの使用は控えるよう心がけます。 ・テレビやステレオ等からの生活騒音の発生を防ぐよう心がけます。 ○キッチンでの環境配慮 ・食器の汚れは拭き取ってから洗うなど、油や調理くずは直接流さないよう心がけます。 ・環境に優しい洗剤を選び、その適正使用に心がけます。 ・節水機器の設置や蛇口の水量を調整し、必要以上の水を使用しないよう心がけます。 ・生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量化とリサイクルに心がけます。 ・食事は適量をつくり、食べ残しを減らすなど、ごみの減量化に心がけます。 ・ごみの分別はルールに基づいて行います。 ・使用済みの植物油（廃食用油）のリサイクルに協力します。 ○洗濯時、洗面所や風呂、トイレでの環境配慮 ・洗濯は小分けせずまとめ洗いをすることで、節水や節電を心がけます。 ・シャンプーや洗剤等は適量使用し、詰め替え用のものを選ぶよう心がけます。 ・歯磨き、洗顔及びシャンプー中は、蛇口やシャワーを止めるとともに、トイレの流し水は適量に使用するなど、節水に心がけます。 ・お風呂の残り湯は有効に再利用するよう心がけます。 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・お風呂の残り水等の再利用水や雨水を利用して、庭や家の周りへ散水することにより、水資源の有効利用を心がけます。 ・殺虫剤や除草剤の使用は控えるよう心がけます。 ・野焼きは、悪臭や大気汚染発生源となるのでしません。 ・ごみ出しはルールを守り、地域のごみステーションはきれいに保つよう心がけます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・排水施設は、下水道供用開始区域では公共下水道に接続、それ以外の区域では合併処理浄化槽を設置し、適正管理に努めます。 ②外出時にできる環境配慮 ・自動車や二輪車（バイク）の使用に当たって騒音や黒煙を出さないよう日頃から整備するよう心がけます。 ・外出先では、タバコや空き缶等のごみのポイ捨て、犬の糞の放置など、街の美化を損なうことはしないようにします。 ・公園や海岸等の野外活動時に発生したごみは持ち帰るようにします。 ・外食するに当たって、マイカップ、マイ箸を持参し、割り箸や紙コップの使用削減に心がけます。 ③買い物するときの環境配慮 ・買い物時にはマイバックを持参し、レジ袋を受け取らないよう心がけます。 ・二重包装、過剰包装を断り、簡易包装を心がけます。 ・使い捨て商品は、購入しないよう心がけます。 ・商品を購入する時は、グリーンマーク商品等の環境に負荷を与えない商品（自然に帰りやすい商品）を優先して選ぶよう心がけます。 ・詰め替えができる商品を選ぶよう心がけます。

配慮項目	環境配慮の内容
快適環境の 保全と創出	①家庭でできる環境配慮 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・庭やベランダ、屋上や壁面等の緑化に努め、周囲の景観に配慮するよう努めます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・まち並みなど、周囲の景観に配慮した材質、デザインを採用するよう努めます。 ・庭や家の周囲を緑化するなど、景観の維持に努めます。 ・駐車場や空き地の草刈り、清掃等、環境美化に心がけます。 ・墓地の建設に当たっては、ルールにしたがって整備を行うとともに、周辺環境の配慮に努めます。 ②外出時にできる環境配慮 ・外出先では、タバコや空き缶等のごみのポイ捨てや犬の糞の放置など、街の美化や景観を損なうことがないようにします。 ・公園や海岸等の野外活動時に発生したごみは持ち帰るなど、景観を損なうことはないようにします。
自然環境の 保全と創出	①家庭でできる環境配慮 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・庭やベランダ、屋上や壁面等の緑化に努めます。 ・家の周辺の緑地に生息・生育する動植物に気を配り、身近な自然環境を守るよう心がけます。 ・殺虫剤や除草剤の使用は控え、身近な生物の生息・生育環境の保全に心がけます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・家の周囲に緑化できる空間を可能な限り配置するよう努めます。 ・樹木の植栽時には、郷土種・在来種や鳥類の餌となるような実のなる木を植えるよう心がけます。 ②外出時にできる環境配慮 ・市内に生息する生き物の生息・生育環境に関する理解を深め、大切にしよう気を配ります。
歴史・文化 環境の保全 と創出	①家庭でできる環境配慮 ・庭や家の周囲を緑化するなど、景観の維持に努めます。 ・歴史的・文化的資源の周辺地域においては、周囲の景観と調和した材質、デザインの採用に努めます。 ②歴史的・文化施設でできる環境配慮 ・歴史的・文化的施設では、タバコや空き缶等のごみのポイ捨てや犬の糞の放置などをしないよう施設等の環境保全に努めます。 ・歴史的・文化的施設の利用時に発生したごみは持ち帰ります。

配慮項目	環境配慮の内容
地球環境の 保全	①家庭でできる環境配慮 ○リビングや居室での環境配慮 ・エアコン等の冷暖房機器の使用に当たっては、適切な温度設定や使用時間の短縮、フィルターのこまめな掃除、室外機を風通しの良い場所に置くなど、適正使用に心がけます。 ・テレビやビデオの電源のつけっぱなしは止め、長時間使わない時は、主電源を切るよう心がけます。 ・照明は、可能な限り LED 等の省エネルギー型機器や部分照明を用いるとともに、長時間つけっぱなしは止めるよう心がけます。 ・外気を取り込み、エアコンの使用を抑えることを心がけます。 ・カーテンやブラインドを活用し、室温の調整を効果的にするよう心がけます。 ○キッチンでの環境配慮 ・電気やガスの使用量を減らす工夫をします。 ・節水装置の設置や蛇口の水量を調整し、必要以上の水の使用をしないよう心がけます。 ・冷蔵庫は日光の当たらない場所に置き、壁から少し隙間を空けて置くようにします。また、詰め込みすぎたり、熱いものを冷ましてから入れるようにするなど、適正利用を心がけます。 ・ガスコンロの使用に当たっては、炎は、鍋ややかんの幅内に収まるよう調整します。また、バーナーの目詰まりを起こさないよう日頃から手入れに心がけます。 ○洗濯時、洗面所や風呂、トイレでの環境配慮 ・洗濯は小分けせずまとめ洗いをすることで、節水や節電を心がけます。 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・庭やベランダ、屋上や壁面等の緑化に努めます。 ・お風呂の残り水等の再利用水や雨水を利用して、庭や家の周りへ散水することにより、水資源の有効利用に努めます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・照明、冷房等の電気機器は省エネルギータイプや高効率機器（ヒートポンプ式等）を設置するよう努めます。 ・太陽光発電や太陽熱温水器等、新エネルギーを利用したシステムの採用に努めます。 ・建築用資材は、再利用や再資源化製品の使用に努めます。 ②外出時にできる環境配慮 ・自動車の使用を減らし、公共交通機関や自転車の利用を心がけます。 ・自宅から近いところに行くときは、マイカー使用の自粛を心がけます。 ・自動車の使用に当たっては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリング（エンジンのかけっぱなし等）をなくすなど、エコドライブに心がけます。 ・自動車の適正管理（タイヤ空気圧、車載重量等）に努めるとともに、エコカーの導入に努めます。 ③買い物するときの環境配慮 ・エアコン、冷蔵庫や照明器具等の家電製品の購入や買換の際には、省エネルギー型製品の購入を心がけます。 ・自動車の購入や買換の際は、二酸化炭素排出量の少ない、環境に優しいエコカーを選ぶよう心がけます。

配慮項目	環境配慮の内容
環境保全の活動、情報発信	・ 植樹等、地域の緑化活動に参加するよう心がけます。 ・ 河川、公園、道路等での地域の美化活動に参加します。 ・ 環境問題・地域の歴史・文化をテーマにした講演会や環境学習会等へ参加するよう心がけます。 ・ 環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう心がけます。 ・ 市から発信される環境に関する情報を収集するとともに、自らの意見や活動等に関する情報を発信するよう心がけます。

5-2 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、本計画の望ましい環境像「人と歴史が奏でる快適で自然豊かなまち、うるま市」を達成するため、地域の身近な環境問題を解決し、かつ、環境資源を活かしたよりよい環境の創出を実践する各主体の共通な配慮指針となるものです。

地域区分については、図5-2.1で示すとおり、具志川地域、石川地域、勝連地域及び与那城地域の4つに区分します。なお、本計画では4つの地域区分で各々の地域における特徴的な環境配慮事項を取り上げて示していますので、これらに加えて各主体別の配慮事項も併せて行う必要があります。



図 5-2.1 うるま市の地域区分

1 具志川地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・工場・事業場等からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ・川崎川、ヌーリ川、天願川流域の畜産排水対策や生活雑排水対策を推進し、水質悪化の低減に努めます。 ・野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・公園や緑地、街路樹の整備を推進し、旧市街地での都市景観の創出に努めます。 ・市街化の進展による景観阻害等の影響を抑えつつ多彩な眺望景観の保全と創出に努めます。 ・宇堅ビーチや天願川等の良好な自然景観の保全と創出に努めます。
自然環境の 保全と創出	・「野鳥の森自然公園」周辺は、身近な生き物との触れ合いの場として保全と活用に努めます。 ・「ガマガー」や「クシヒンガー」等の湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・中城湾港新港地区の海岸部の干潟は、貴重な種であるトカゲハゼの生息場となっていることから、その生息場の保全に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・国指定史跡の「安慶名城跡」をはじめ、「天願グスク」、「兼箇段グスク」、「具志川グスク」、「江洲グスク」周辺等の文化的・歴史的環境の保全と創出に努めます。 ・県指定有形文化財である「三線 翁長開鐘」の保護・伝承に努めます。 ・市指定史跡の「田場ガー」、「兼箇段ジョーミーチャ（チ）ー墓」、「大田坂」等の文化遺産を保護・伝承に努めます。 ・市指定無形文化財である「天願獅子舞」、「田場ティンバー」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・天願川河口におけるホテイアオイ等の外来種について、市、事業者及び市民等が協働して駆除活動に努めます。 ・天願川の自然環境の保全と創出のために、市、事業者及び市民等が協働して清掃活動等を実施するよう努めます。 ・マングローブ林内に外来種（塩屋地区のヒルギダマシ等）の分布が広がっていることから、効率的な駆除のための情報提供に努めます。 ・環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。

2 石川地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・工場・事業場等からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ・石川川、山田川流域の畜産排水対策や生活雑排水対策を推進し、水質悪化の低減に努めます。 ・野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・公園や緑地、街路樹の整備を推進し、旧市街地での都市景観の創出に努めます。 ・石川ビーチや石川川等の良好な自然景観の保全と創出に努めます。
自然環境の 保全と創出	・「石川高原」、「石川市民の森公園」、「ビオスの丘」、「倉敷ダム」は、身近な生き物との触れ合いの場として保全と活用に努めます。 ・湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・石川ビーチ南側の干潟は市街地近郊の身近な生き物との触れ合いの場として保全と活用に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・国指定史跡の「伊波貝塚」や県指定史跡の「伊波城跡」周辺の歴史的環境の保全と創出に努めます。 ・県指定有形文化財である「三線 真壁型」を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。 ・市指定史跡の「嘉手苅観音堂」、「石川部落事務所」、「沖縄諮詢会堂跡」、「東恩納博物館跡」や市指定有形民俗の「伊波ヌール墓」等の文化遺産の保存・継承に努めます。 ・市指定有形・無形民俗である「伊波メンサー織」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・石川川において、美化活動や外来種の駆除を市、事業者及び市民等が協力して取り組むよう努めます。 ・環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。

3 勝連地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・工場・事業場等からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ・野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・「勝連城跡」等の高台からの緑とまち並み、そして周辺に広がる美しい海を望む眺望景観の保全と創出に努めます。 ・「勝連城跡」から海中道路に続く雰囲気を感じられる沿道景観の創出に努めます。 ・自然豊かな津堅島の島しょ景観の保全と創出に努めます。 ・浜比嘉島の自然と歴史に彩られた昔ながらの島しょ景観の保全に努めます。
自然環境の 保全と創出	・湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・環境省の特定植物群落として指定されている「津堅島クボウ城のタブノキ群落」の保護・保全に努めます。 ・津堅島の東側の海岸はウミガメの上陸・産卵確認地点であることから、その砂浜の保全に努めます。 ・浜比嘉島の御嶽林や自然海岸の保全に努めます。 ・中城湾港新港地区の海岸部の干潟は、貴重な種であるトカゲハゼの生息場となっていることから、その生息場の保全に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・国指定史跡の「勝連城跡」を中心とした歴史的環境の保全と創出に努めます。 ・県指定史跡の「平安名貝塚」の文化遺産を保護・伝承に努めます。 ・県指定選択文化財である「津堅島の唐踊り」を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。 ・市指定史跡の「ワイトウイ」、「ヤマトウンチュウ墓」、「平敷屋タキノー」、「アマミチューの墓」等の文化遺産を保護・伝承に努めます。 ・市指定無形民俗文化財である「南風原の獅子舞」、「平敷屋エイサー」、市指定有形民俗文化財である「シルミチュー」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・勝連地域の干潟の保全のために、市、事業者及び市民等が協働して清掃活動等を実施するよう努めます。 ・環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。

4 与那城地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・ 野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・ 屋慶名川流域の畜産排水対策や生活雑排水対策を推進し、水質悪化の低減に努めます。 ・ 海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・ 海とともに暮らす人々が受け継ぐ平安座島の伝統・文化的、島しょ景観の保全と創出に努めます。 ・ 「たかはなり」と呼ばれる宮城島の眺望や昔ながらの自然、集落環境の保全と創出に努めます。 ・ のどかで自然豊かな伊計島の島しょ景観の保全と創出に努めます。
自然環境の 保全と創出	・ 野鳥との触れ合いの場である「照間の水田」の保全と活用に努めます。 ・ 湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・ 環境省の特定植物群落として指定されている「伊計城跡の石灰岩地植生」や「平安座島東城の石灰岩地植生」の保護・保全に努めます。 ・ 宮城地区の海岸はウミガメの上陸・産卵場所となっており、その砂浜の保全に努めます。 ・ 海中道路周辺の藻場と干潟は、生物の生息・生育環境として、また、人と自然の触れ合いの場として保全と活用に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・ 国指定史跡の「仲原遺跡」の文化遺産の保護・伝承に努めます。 ・ 市指定建造物の「ガーラ缸（はし）」、「ヤンガー」、市指定有形民俗の「与佐次川（ユサチ（チ）ガー）」、市指定名勝の「犬名河（インナガー）」等の文化遺産の保護・伝承に努めます。 ・ 市指定無形民俗である「マーラン船の建造技術」、「宮城ウシデーク」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。 ・ 「野グスク」、「平安座西グスク」、「泊グスク」及び「伊計グスク」周辺等の歴史的環境の保全と創出に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・ 地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・ 海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・ 与那城地域の干潟の保全のために、市、事業者及び市民等が協働して清掃活動等を実施するよう努めます。 ・ 環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・ 市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。